

桑名市消防本部告示第2号

桑名市消防本部告示で定める申請書等への押印の特例に関する要綱を次のように定める。

令和2年11月16日

桑名市消防長 杉 山 伸 司

桑名市消防本部告示で定める申請書等への押印の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、桑名市消防本部告示に規定する申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 桑名市消防本部告示に規定する申請書等のうち、消防長が別に定めるものについては、当該告示の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。